

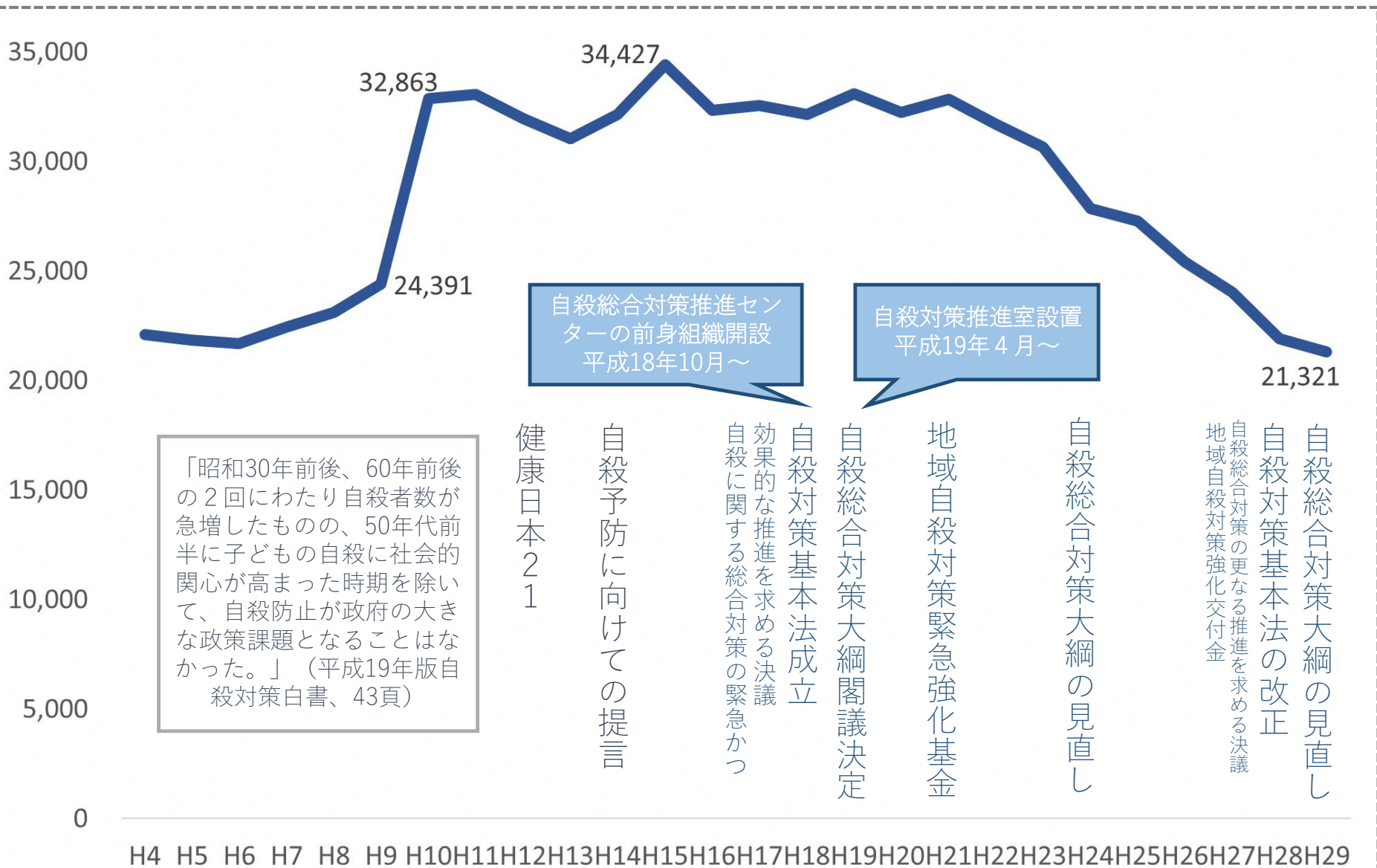
地域自殺対策計画の 策定について

平成30年8月9日（木）

かながわ自殺対策推進センター
（神奈川県精神保健福祉センター）

中込 昌也

我が国における自殺の状況と自殺対策の経緯



計画策定の根拠：自殺総合対策の更なる推進を求める決議（平成27年6月2日 参議院厚生労働委員会）

1. 「いのち支える自殺対策」という概念を前面に打ち出すこと。
2. 「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進すること。
3. 常に関連施策を連動させながら推進すること。
4. 自殺対策業務について、厚生労働省に設置する部署は、専ら自殺対策を推進する業務を担うこととするとともに、省内横断的な組織とすること。その際、課長級を含めて内閣府からポストを移管することによって、専任の課長級の管理職を配置すること。
5. 自殺予防総合対策センターの業務及び体制を抜本的に見直し、民学官協働型の組織として改編し、全国の地域自殺予防情報センターも、その在り方を抜本的に見直し、都道府県及び市町村の自殺対策を直接的かつ継続的に支援する組織として体制及び機能の強化を図ること。

6. 都道府県及び市町村に、「いのち支える自殺対策行動計画」の策定を義務づけること。

7. 平成28年度予算において、事前に都道府県及び市町村から意見を聴き、その意見を踏まえ、内閣府が必要かつ十分な予算を要求し、地域自殺対策予算の恒久財源を確保すること。
8. 「いのち支える自殺対策」を寄り添い型相談支援事業（寄り添いホットライン）及び生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業と効果的に連動させ、「いのちのセーフティーネット」を確保すること。
9. 全ての都道府県に家族を自殺で亡くした遺族に対して支援情報を提供するための仕組みを構築すること。
10. 自殺未遂者を支援する専門家を養成し、拠点病院が自殺未遂者支援の専門家を他の医療機関や相談機関等に派遣する体制を構築するとともに、親族等が継続的かつ安定的に支援を受けることができる体制を整備すること。
11. 全ての児童生徒を対象に「SOSの出し方教育（自殺の0次予防）」を実施すること。

計画策定の根拠：自殺対策基本法（平成28年改正）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。

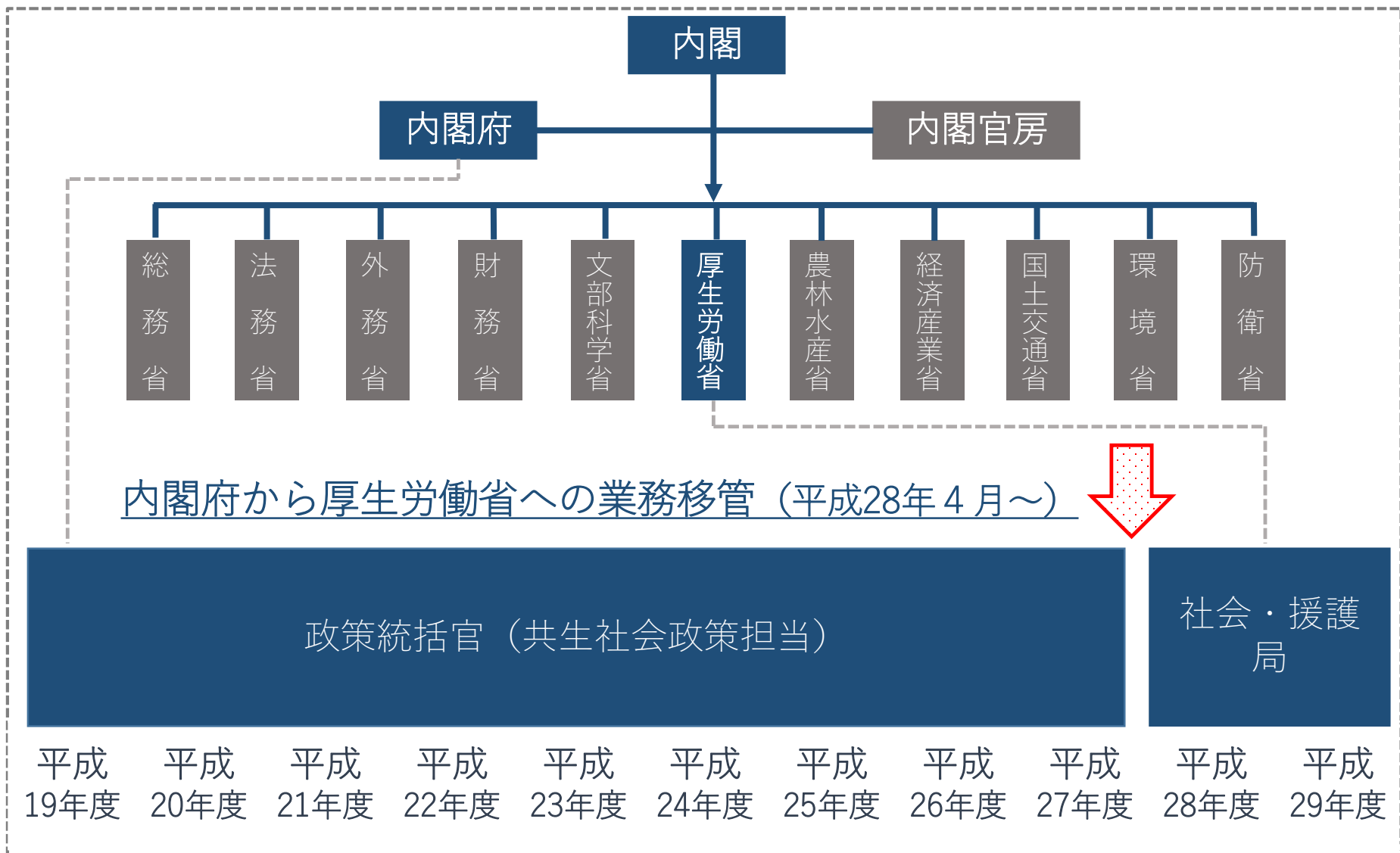
2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。

自殺対策計画策定の背景：自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する。

国における自殺対策の推進：自殺対策推進室の設置



自殺対策推進室の役割

【～内閣府設置】平成17年7月に、参議院厚生労働委員会で決議が行われるまでの**国の自殺防止対策は、自殺を個人の問題としてとらえ、地域のうつ病対策や職場におけるメンタルヘルス対策が中心であった**ことから、自殺の背景にある社会的要因を踏まえた総合的な対策を推進するための国の体制が整備されてこなかった。このため、同決議を受けて、同年9月、内閣官房に関係府省の局長級職員で構成される自殺対策関係省庁連絡会議が設置されたが、平成18年10月に施行された自殺対策基本法に基づきその体制が強化され、政府が推進すべき自殺対策の指針である基本的かつ総合的な自殺対策の大綱の作成、関係行政機関相互の調整や自殺対策の実施の推進を図ることを目的とした自殺総合対策会議が内閣府に設置された。自殺総合対策会議は、会長を内閣官房長官が務め、内閣総理大臣が指名する内閣府特命担当大臣（自殺対策担当）他9人の国务大臣によって構成されている。さらに、内閣府は、自殺総合対策会議の庶務を含め、自殺対策の推進を図るための基本的な政策に関する企画、立案及び総合調整等の事務を担うこととなり、**平成19年4月1日にこれらの事務を所掌する自殺対策推進室が設置され、関係府省が実施する自殺対策に関する施策の連携を図り、政府として一体的に自殺対策に取り組む体制**が整えられた。（平成19年版自殺対策白書、61頁）

【厚労省移管～】自殺対策基本法の施行以来、内閣府において自殺総合対策大綱を2度策定し、これに沿った様々な取組が進められてきた結果、自殺者数が約2万4,000人まで減少するなど、着実に成果を出してきた。一方、**今後、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を一層進め、健康問題や経済的困窮を始めとする自殺の背景にある様々な要因に対して、地域において自殺対策の中核を担っている自治体の保健・福祉部局等や、経済的な自立を支えるハローワークなどの現場と緊密に連携することがますます重要となる**と考えられた。このため、今般の業務見直しにおいては、こうした現場と関連が深い厚生労働省に移管することで、取組体制の更なる強化を図ることになったものである。本業務移管に伴い、自殺総合対策会議の会長は厚生労働大臣とされ、事務局も厚生労働省に移管された。また、平成28年4月1日に厚生労働省に自殺対策推進室が設置され、内閣府の担ってきた事務を引き継ぐこととされた。さらに、後述する「自殺総合対策の更なる推進を求める決議」を踏まえ、同日付で、厚生労働大臣を長とする「自殺対策推進本部」を設置し、**多岐にわたる自殺対策を総合的に推進するため、保健、医療、福祉、労働その他の関連施策の有機的連携を図り、省内横断的に取り組んでいくこととした**。（平成28年版自殺対策白書、49頁）

地域自殺対策計画の策定・推進の概要

都道府県

都道府県
自殺対策計画策定
(平成29年度目途)

市町村

市町村
自殺対策計画策定
(平成29～30年度)

地域自殺対策 推進センター

自殺対策
計画支援等

自殺対策を推進 する議員の会

自殺対策基本法
(平成18年施行、
平成28年改正)

自殺総合対策の
更なる推進を
求める決議
(平成27年6月)

厚生労働省 自殺対策推進室

自殺総合
対策大綱

地域自殺対策
強化交付金

自殺対策計画策定
の手引

各種事務連絡等

自殺総合対策 推進センター

地域自殺実態
プロフィール

地域自殺対策
政策パッケージ

市町村自殺対策計画
策定に係る支援の手引

各種研修、講演等

神奈川県自殺対策推進体系図

「孤立しない地域づくりかながわ」をキャッチフレーズに県民はどこに



住んでいても必要な情報やサービスが受けられるように取組みます！

厚生労働省・自殺総合対策推進センター

九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議

保健福祉事務所・センター

【会議】

管内自殺対策関連会議の開催
市町村庁内連絡会議等出席

【取組み】

市町村自殺対策計画策定支援 GK 養成 交付金事業 研修会等の開催 関係機関・団体との連携 精神保健福祉相談 未遂者支援 その他

民間団体等

（市町村）庁内・関係機関との連携を図り、住民に一番近い窓口としての自殺対策を推進する。
（保健福祉事務所・センター）ハイリスク郡やハイリスク郡にも着目した管内全体の取組みを推進する。
（かながわ自殺対策推進センター）保健福祉事務所等と連携して県域全体の取組みを推進する。
（がん・疾病対策課）全県の取組みを推進する。

実情に則した市町村自殺対策

市町村

庁内連絡会議 市町村自殺対策計画の策定
交付金事業 GK 養成 住民への普及啓発
その他事業

かながわ自殺対策会議

県庁内連絡会議

がん・疾病対策課

【会議】

かながわ自殺対策会議 地域部会（県域）
（市町村等自殺対策主管課長会議）

【取組み】

県自殺対策計画の策定 GK 養成
交付金事業 交付金申請等 民間団体支援

かながわ自殺対策会議 地域部会（横浜地域）

かながわ自殺対策会議 地域部会（川崎地域）

かながわ自殺対策会議 地域部会（相模原地域）

かながわ自殺対策推進センター（精神保健福祉センター 相談課）

【市町村等支援】 自殺統計の提供 メールマガジンの発信 市町村自殺対策計画策定支援 市町村庁内連絡会議等出席 保健福祉事務所等会議出席 事業の共催

【会議】 かながわ自殺対策会議 地域部会（県域）（市町村等自殺対策担当者会議）（連絡調整会議）

【取組み】 出前講座 GK 養成 自死遺族支援 うつ病セミナー 電話相談 普及啓発 包括相談会 交付金事業 関係機関職員の人材養成

実施主体は ①市町村保健福祉事務所・センター②推進センター③県庁内会議④かながわ自殺対策会議 それぞれの段階で PDCA（P）サイクルをまわす。

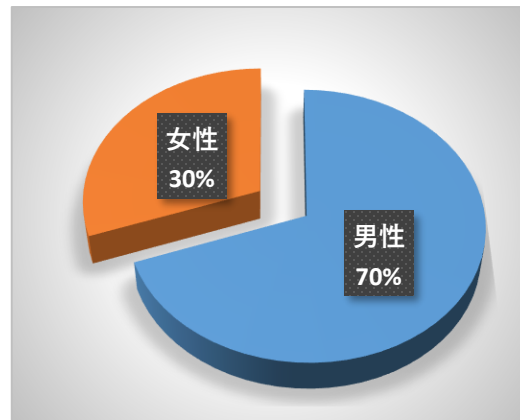
※ PDCA サイクル P プラン（計画） D ドウ（実行） C チェック（評価） A アクト（改善）

神奈川県 の 自殺 の 現状

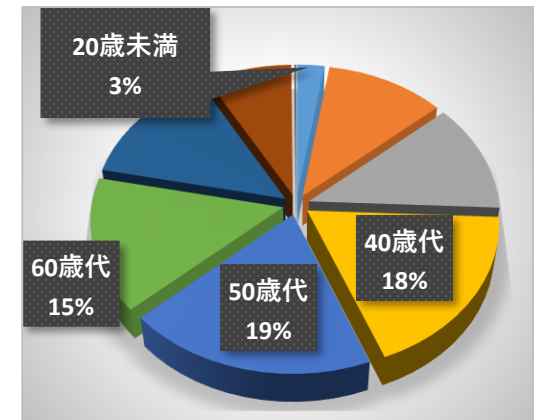
1 自殺者数

自殺者数 (人)	
東京都	2, 1 4 5
神奈川県	1, 2 7 6
大阪府	1, 2 0 1
島根県	1 1 9
鳥取県	1 0 0

3 性 別



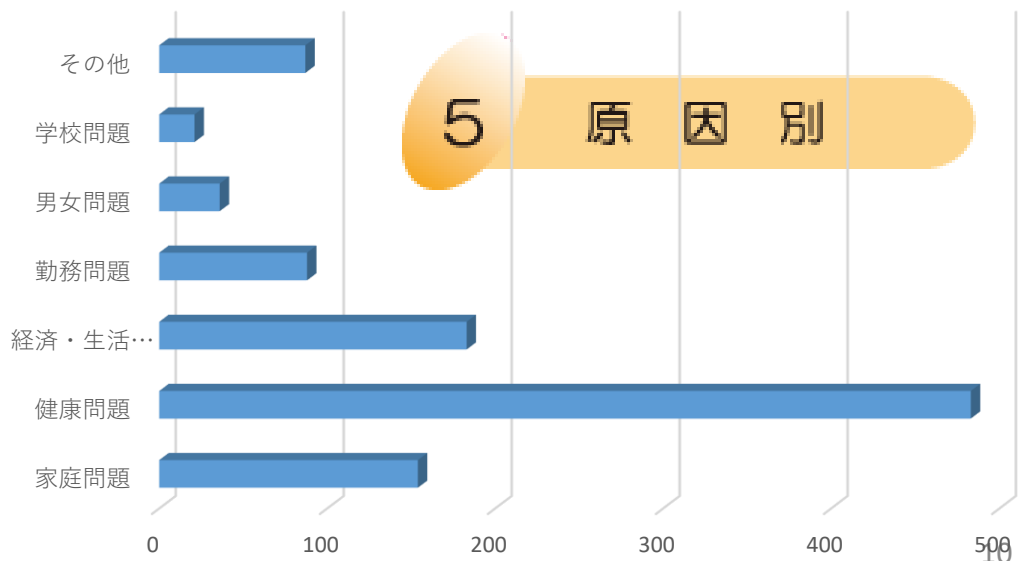
4 年 齢 別



2 自殺死亡率

自殺死亡率（人口10万人対の割合）は14.0で、全国47都道府県中、**3番目に低い値**

5 原因 別



逗子市の自殺の現状

取扱注意

地区名		H25	H26	H27	H28	H29	平均
逗子市	自殺死亡数	8	13	10	8	5	9
	自殺死亡率	13.8	22.5	17.3	13.9	8.7	15.2
県	自殺死亡数	1,558	1,422	1,382	1,213	1,276	1,370
	自殺死亡率	17.2	15.7	15.2	13.3	14.0	15.1
全国	自殺死亡数	27,283	25,427	24,025	21,897	21,321	23,991
	自殺死亡率	21.4	20.0	18.9	17.3	16.8	18.9

自殺者の状況（警察統計より）神奈川県精神保健福祉センター作成

地域自殺対策計画の策定時期：

地域自殺対策計画策定のプロセスについて（全国自殺対策主管課長等会議（平成29年度第1回）資料）

2. 地域自殺対策計画の策定スケジュール

○都道府県自殺対策計画については、新たな自殺総合対策大綱等を勘案する必要があることから、本年度中を目途に、新たに都道府県自殺対策計画を策定していただく、又は既にこれに相当する計画が策定されている都道府県にあっては当該計画を見直していただくことを考えている。

○**市町村自殺対策計画については、新たな自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等を勘案する必要があることから、本年度から来年度に、新たに市町村自殺対策計画を策定**していただく、又は既にこれに相当する計画が策定されている市町村にあっては当該計画を見直していただくことを考えている。

人口規模別にみる自殺対策実施上の課題： 自治体における自殺対策の施策の実施状況調査

5万人未満		5万人以上 30万人未満		30万人以上	
十分な人数の担当者を当てるのが難しい	27.4%	十分な人数の担当者を当てるのが難しい	26.0%	十分な人数の担当者を当てるのが難しい	29.2%
現場の担当職の経験・知識が不足している	18.7%	現場の担当職の経験・知識が不足している	18.1%	十分な予算を当てるのが難しい	18.1%
自殺対策の参考事例などの情報が不足している	12.9%	十分な予算を当てるのが難しい	13.2%	庁内の関係部局の十分な理解を得られない	15.5%
地域の自殺の実態が把握できない	12.4%	地域の自殺の実態が把握できない	13.1%	現場の担当職の経験・知識が不足している	13.3%
十分な予算を当てるのが難しい	10.9%	自殺対策の参考事例などの情報が不足している	12.3%	地域の自殺の実態が把握できない	10.2%

市町村自殺対策計画策定の手引

- 自殺対策計画策定に関する手引
- 厚生労働省、平成29年11月公表
- 自殺対策計画策定の背景、自殺対策計画策定の意義、自殺対策計画策定の流れ、計画に盛り込む内容、計画の推進、推進状況の確認等に言及

自殺対策計画策定の意義：計画策定のメリット

- 「的確な現状認識と、利用可能な行財政上の能力とを考慮して、一定の目標年次までに、努力すれば達成可能と考えられる具体的な目標とその実現手段とを示すもの」
- 「策定過程を通じて、関係部局は**自殺対策の視点から各施策を見直す**ことができ、**各般の行政領域にまたがる施策の整合性を確保**する」
- その他に、役割分担等の明確化、計画を通じた合意形成、着実な実施の担保、国からの支援等

自殺対策計画策定の流れ

1. 意思決定の体制をつくる

1) 行政トップが責任者となる

2) 庁内横断的な体制を整える

3) 広く住民の参加を得る

4) 地域ネットワークの参加を得る

2. 関係者間で認識を共有する

1) 地域の自殺実態を共有する
「地域自殺実態プロフィール」の活用

2) 自殺対策の理念等を共有する

3) 自殺対策の目標を共有する

3. 地域の社会資源を把握する

1) 庁内の関連事業を把握する
「事業の棚卸し事例集」の活用

2) 地域の様々な活動を把握する

4. 自殺対策計画を決定する

1) 計画の全体構成を考える

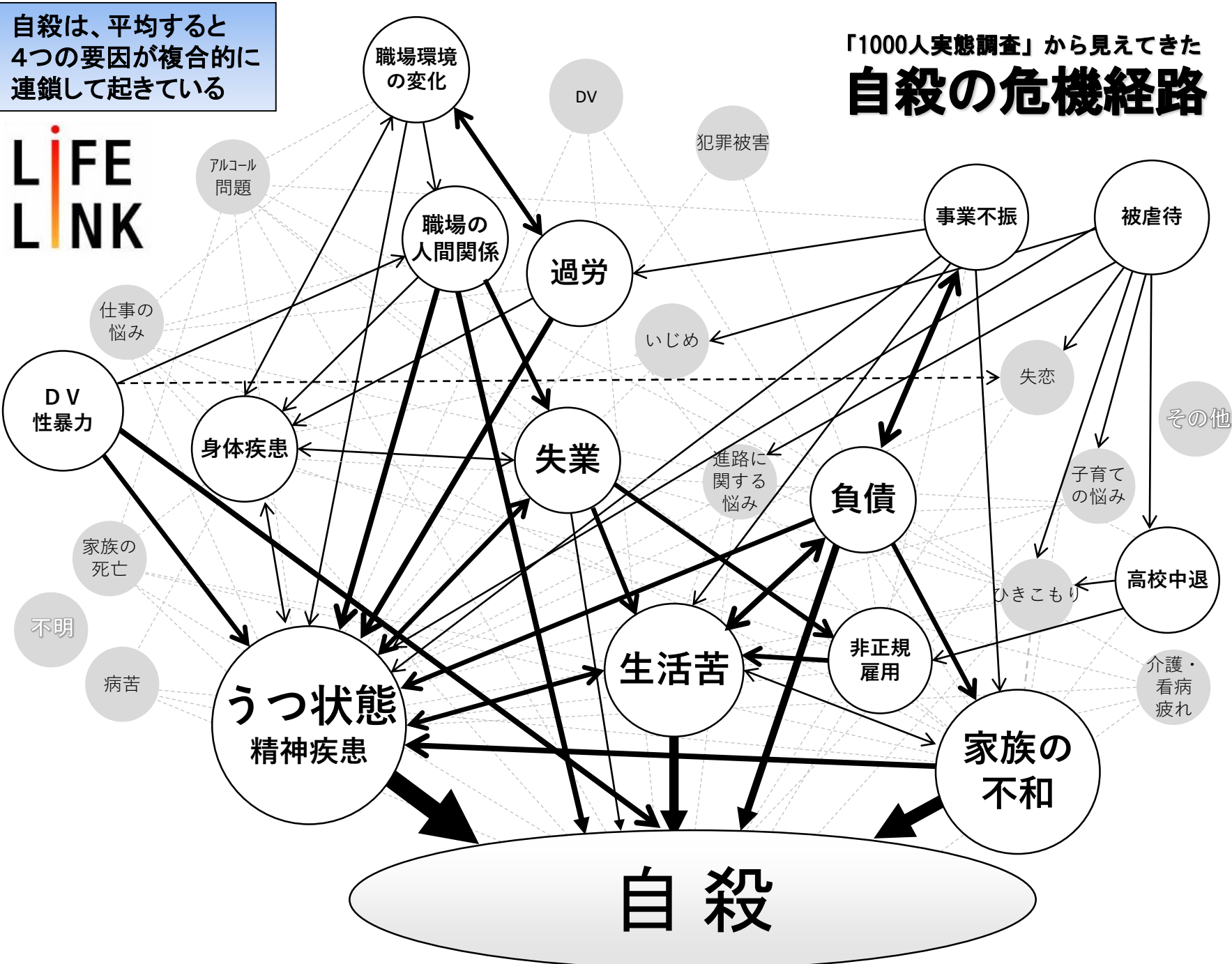
2) 各事業の担当及び実施時期を明確にする

3) 検証可能な指標や目標を定める

自殺は、平均すると
4つの要因が複合的に
連鎖して起きている

LIFE
LINK

「1000人実態調査」から見えてきた 自殺の危機経路



自殺対策計画策定の流れ：1. 意思決定の体制をつくる

- 市町村長又は副市町村長を責任者とする「いのち支える自殺対策推進本部（仮称）」を設置し、**行政トップが関わる**形で自殺対策を推進する体制を整える。
- 「いのち支える自殺対策推進本部（仮称）」には、**庁内の関係部局が幅広く参画**し、行政全体として自殺対策を推進する体制を整える。
- 計画策定の過程において、地域住民のニーズを把握し、同時に地域住民の理解を醸成するために、パブリックコメントやタウンミーティングを実施する、住民等を加えた検討会を設けるなど、**広く住民の参加**を得る。
- 計画策定の過程において、自殺対策の地域ネットワークの参画団体等のニーズを把握し、同時に参画団体等の理解を醸成するために、会合等を通じて意見や要望を聴く機会を設けて**広く地域ネットワークの参加**を得る。

自殺対策計画策定の流れ：2. 関係者間で認識を共有する（自殺対策の理念等を共有する）

- 市町村長を始め、全ての職員が、地域の自殺実態を踏まえてどのように対策を進めるべきか、自殺対策の基本理念や基本方針についての認識を共有する。
- 具体的には、以下の4点の認識の共有が望まれる。
 - ①自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であること
 - ②自殺対策の推進には「関係部局（機関）の緊密な連携」が重要であること
 - ③自殺対策の推進は「地域セーフティネットの構築」にもなること
 - ④自殺対策の推進において「行政トップのリーダーシップ」が欠かせないこと

自殺対策計画策定の流れ：2. 関係者間で認識を共有する（自殺対策の目標を共有する）

- 自殺総合対策大綱の「自殺対策の数値目標」にあるとおり、我が国の自殺対策が最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現であること、また当面の目標として**国は「平成38年までに自殺死亡率を27年と比べて30%以上減少させる」としていることについて認識を共有する。**
- 自殺率が全国値より高い場合などは、国よりも高い削減目標を掲げることも可能。
- 人口規模が小さく、自殺者数が少ない市町村の場合は、「誰も自殺に追い込まれることのない〇〇」を目標とする、あるいは、複数年の数値による目標を掲げることも可能。

自殺対策計画策定の流れ：3. 地域の社会資源を把握する

- 計画の策定に当たっては、**庁内の関連事業を把握**する必要がある。その際、**「事業の棚卸し」**が有効な手法となる。

☆「生きることの包括的な支援」という視点から、既存事業を最大限に生かし、計画に盛り込むべく、庁内の関連事業を広く把握することが重要。

- 地域の**民間団体等が「生きる支援」**に関する**活動**を把握する。その中で自殺対策の視点を加えてもらえる可能性があるものがないか精査する。

自殺対策計画策定の流れ：4. 自殺対策計画を決定する

- 構成案を参考にし、地域の自殺実態を踏まえた計画を策定するための全体構成を考える。
- 計画に盛り込む事業については、**それぞれの事業の担当（課）を明記**する。また、**各事業の実施時期も明確にする**。
- 検証可能な計画に仕立てるために、計画に盛り込む事業については、**可能な限り、評価指標や目標を定める**ように努める。

計画に盛り込む内容の決定：計画の構成を決める

- 構成案に含まれる要素を計画に盛り込むことが望まれる。
- **基本施策**：すべての自治体で取り組むことが望ましい施策群
- **重点施策**：自殺総合対策大綱で示された重要な施策を勘案しつつ、地域において優先的な課題となりうる施策群
- **生きる支援関連施策**：事業の棚卸し等により把握された「生きる支援関連事業」を一覧として掲載

計画の構成案

1) はじめに	①地域におけるネットワークの強化
2) 計画策定の趣旨等	②自殺対策を支える人材の育成
2-1) 趣旨	③住民への啓発と周知
2-2) 計画の位置付け	④生きることの促進要因への支援
2-3) 計画の期間	⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育
2-4) 計画の数値目標	5-2) 重点施策
3) 自殺の特徴	5-3) 生きる支援関連施策
3-1) 全国との比較	6) 自殺対策の推進体制等
3-2) 過去との比較 (年次推移)	6-1) 自殺対策組織の関係図
3-3) 対策が優先されるべき対象事業群の把握	6-2) 自殺対策推進本部概要
4) これまでの取組と評価	6-3) 自殺対策ネットワーク
5) いのち支える自殺対策における取組	6-4) 担当課 (者) ・事務局
5-1) 基本施策	7) 参考資料

計画に盛り込む内容の決定：評価指標等を盛り込む

- 数値目標としての自殺死亡率、自殺者数

国：「平成38年までに自殺死亡数を27年と比べて30%以上減少させる」

県：「自殺死亡率（人口動態統計）を平成28年の14.6から、5年間で、15%以上減少させ、平成33年に12.4以下にします。」

小規模自治体：「誰も自殺に追い込まれることのない〇〇」

- 各種評価指標

- 実施の有無／実施内容の記録

- 1) 基本施策「地域におけるネットワークの強化」につき、いつ、どのような活動を行ったかを記録
- 2) 基本施策「生きることの促進要因への支援」につき、相談会の開催結果や相談会後のフォローアップ内容等を記録
- 3) 生きる支援関連施策につき、事業一覧における各事業の実施の有無や実施内容を記録し、各事業担当者による実施感想や課題等のコメント

計画の推進、推進状況の確認等

- 計画は、市町村長又は副市町村長を責任者とする「いのち支える自殺対策推進本部」が中心となり推進すること。
- 計画における各事業の推進状況を、上記本部が、毎年又は適時適切に把握・確認すること。
- 確認した推進状況を適時評価し、評価を公表すること。
- 自殺総合対策推進センターの検証評価作業に協力し、国レベルにおける自殺対策のPDCAサイクルを回すこと。
- 計画の枠に過度に縛られず、柔軟に現場の変化に対応すること。

5つのポイント

- (1) 地域の自殺実態に即した計画である
- (2) 「厚労省の手引」に沿った計画である
- (3) 自殺対策＝生きる支援というメッセージが明確
- (4) 自殺対策が全庁的かつ総合的である
- (5) 県機関や民間団体との連携も図られている